

公募型プロポーザル実施公告

篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年10月5日

篠栗町 三浦 正

1. 業務の概要

- (1) 委託名 篠栗町水道施設運転維持管等包括業務委託
- (2) 履行場所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3766-5地内（篠栗町第一浄水場）
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 管理対象施設及び業務内容
別紙仕様書のとおり
- (5) 委託料の上限額
5年総額 286,490,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない）
令和4～8年度 各57,298,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない）
- (6) 業務の方式
本業務は、複数年にわたり各種業務を包括的に性能発注する包括業務委託であるが、水道法上の管理に関する責務はすべて篠栗町の水道技術管理者が有することとする。

2. プロポーザル実施のスケジュール

項 目	日 程
告示及び実施要領の公表	10月 5日（火）
現地説明会申込期限	10月19日（火）15時まで
質問の受付期限	10月29日（金）17時まで
質問に対する回答の公表	11月 5日（金）
業務実施提案書等の提出	11月17日（水）17時まで
業務実施提案書に対する質疑回答期限	12月10日（金）
決定通知書、非選定通知書の送付	12月17日（金）
契約締結	12月24日（金）

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に定める事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和2・3年度篠栗町競争入札参加資格者名簿で、「役務等の提供・維持・管理業務」に登録があること。
- (2) 公表日（告示日）において、福岡県内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有する者。
- (3) 公告日から業務実施提案書等の提出期限において、篠栗町長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 水道技術管理者又は水道施設管理技士2級（浄水）の資格を有する者の配置が可能であること。なお、同等以上の資格を可とする。
- (9) 単独企業であること。

4. 現地説明会

浄水場等の現地説明会を希望する場合は、令和3年10月19日（火）15時までに連絡をすること。

なお、連絡先、説明会実施日時は実施要領のとおりとし、希望者がいない場合は、現地説明会は実施しない。

5. 質問及び回答

質問の受付期間、質問及び回答方法については実施要領のとおりとする。

6. 参加方法

プロポーザル方式に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

1) 参加資格確認書類

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ① 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 原本 1 部 |
| ② 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」納税証明書（その 3 の 3） | 原本各 1 部 |
| ③ 浄配水場運転管理等業務委託実績 | 1 部 |
| ④ ③の業務受託実績を証する契約書の写し | 各 1 部 |
| ⑤ 配置を予定している総括責任者の経歴書 | 1 部 |
| ⑥ 配置を予定している資格者の資格証の写し及び常時雇用証明の写し | 各 1 部 |

※上記①、②は、提出日の前月 1 日以降に発行されたものに限る。

※上記②は、直近 1 年分の証明書を提出すること。

2) 業務実施提案書

①～④の順に綴じて正 1 部、副 5 部（副は複写可）を提出すること。

- ① 業務実施提案書（表紙）
- ② 会社概要 ※会社パンフレット等があれば添付すること。
- ③ 業務実施提案内容
- ④ 業務委託見積書 ※積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(2) 提出の期限と方法

ア 提出期限

令和 3 年 1 1 月 1 7 日（水） 1 7 時まで

※受付時間は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 提出方法

持参すること

(3) 提出先

篠栗町上下水道課（福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号）

7. 提出書類の作成要領

提案書等の失格要件は以下のとおりとし、その他業務実施提案書の作成要領は実施要領に記載する。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格要件を満たしていない場合

- ③ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- ④ 一つの事業者が複数の提案を行った場合
- ⑤ 同一事項に対し、2通り以上の提案がされた場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑧ 提出された業務委託見積書の見積金額が、委託料の上限額を超過している場合
- ⑨ 著しく信義に反する行為があった場合

8. 業務実施提案書に対する質疑及び回答

提出された業務実施提案書等の内容に関する質疑応答は、電子メールにて実施する。

9. 提案書等の選定

審査会は、提出された業務実施提案書を質疑に対する回答を踏まえて審査を行い、最も評価の高い提案書等を選定する。

10. 委託契約の締結

契約予定者と随意契約する。

契約は、篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託に係る「仕様書」に基づき締結する。

11. その他

- (1) プロポーザルに伴う参加申込書・提案書等の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は篠栗町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 実施要領に定めるものの他、必要な事項については水道事業管理者が別に定める。
- (5) 本件は、長期継続契約であり、令和4年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。